

別海町

農業者年金協議会だより

第3号

令和2年(2020年)3月発行

発行：別海町農業者年金協議会
事務局：〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
(別海町農業委員会事務局内)
TEL 75-2111 (内線1812)

農業者年金協議会

活動報告

今年度より新たに農業者年金に関する研修会等に講師を派遣する事業を行いました。

7月12日開催「A農業者年金担当職員等研修会」を別海町役場会議室で開催し、講師として北海道農業会議農業者年金相談員 野澤信義氏を招きました。

農業者年金の基礎知識、制度や様式の記入方法を教えていただきました。

11月12日には、令和元年道東あさひ女性部主催の農業者年金研修会へ北海道農業会議農業者年金担当渡邊善太氏を派遣しました。

参加者からは熱心な質問をいただき、農業者年金に関する理解を深めていただきました。

次年度も講師の派遣を行いますので、各種会合や女性部・青年部の学習会等の際は農業者年金協議会へお問い合わせください。



農業者年金を受給している皆さまへ

◎「現況届」は毎年必ず提出しましょう

- 5月末までに「現況届」が郵送されますので、氏名等必要事項を記入し、期日までに農業委員会事務局へ提出してください。（役場支所・連絡事務所可）
- 期日までに提出がなければ、受給者の生存が確認できないため、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。



●●● 経営移譲年金を受給している方へ ●●●

農業に関する諸名義を変更していますか？

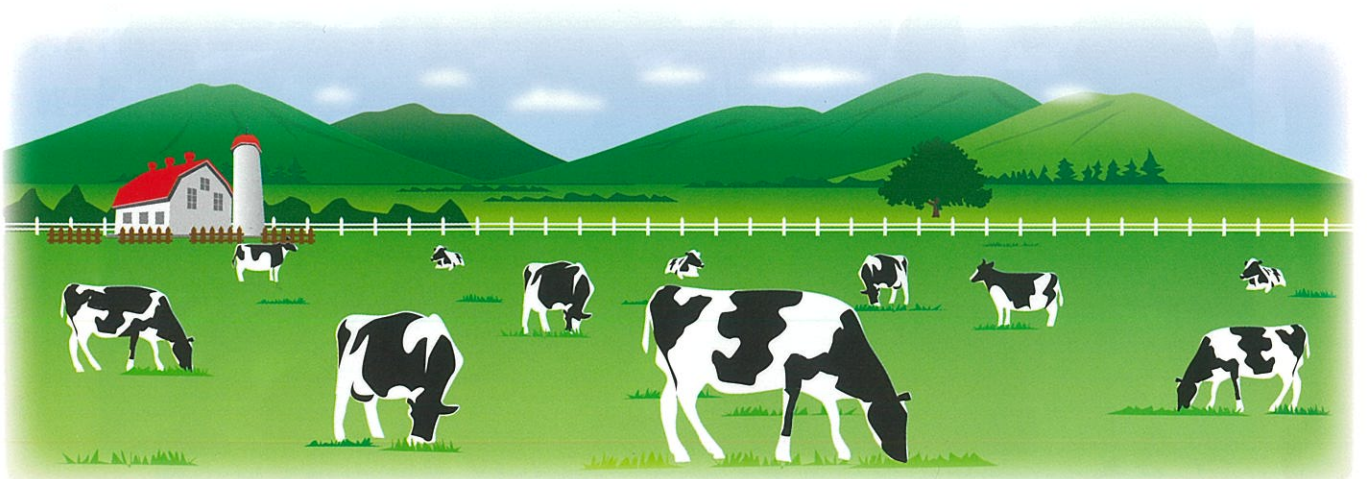
- 農業所得の申告名義
- J Aの組合員名義
- 認定農業者

- * 変更していない場合、経営移譲が終了していないものと見なされる場合がありますのでご注意ください。
- * すでに諸名義を変更済みの方は、今後受給者本人の名義に戻すことが無いようにしてください。（年金支給停止となる場合があります。）



農地の移動の際は必ず農業委員会またはJ Aにご相談を

- 後継者に貸している農地を移動したり転用したりする場合は、農業委員会またはJ Aへ事前に相談してください。
- 移動または転用の理由や内容によって年金額が減額される場合がありますのでご注意ください。（現況証明による現況の変更は原則できません。年金支給停止となります。）



よくある質問

Q 農業者年金に入りたい！どこに申し込めばいいの？

A 加入の申し込みは、最寄りのＪＡで受け付けています。

Q 脱退した場合、保険料はどうなるの？

A 脱退一時金はありません。それまでに積み立てた保険料は、将来、年金として受け取ることができます。脱退後も運用状況を毎年農業者年金基金から通知されますので、転居された場合は住所変更の届出を最寄りのＪＡに提出してください。

Q 保険料額を変更するにはどうしたらいいの？

A 保険料額を変更したい場合は、ＪＡの窓口で変更手続きができます。２万円から６万７千円の範囲で千円単位で希望する金額に自由に変更することができます。

Q 受給者が亡くなりました。何か手続きありますか？

A 未支給年金や死亡一時金を請求しますので、最寄りのＪＡ窓口で手続きしてください。

Q 法人化して国年２号になりました。何か手続きありますか？

A 農業者年金は、厚生年金の適用を受けない国民年金の第１号被保険者が加入対象となりますので、厚生年金適用事業者となった農業法人の方は加入の継続ができません。最寄りのＪＡで資格喪失の手続きをしてください。

経営とくらしを応援 !!



（週刊）月４回金曜日発行
月700円、年8,400円
（消費税込）

全国農業新聞は、週間の農業専門誌として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。

◎申し込みは農業委員会事務局、または農業委員へお問い合わせください。

農家のための農業者年金

★農業者の方なら広く加入できます



農業経営者
自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農地の権利名義を
持たない畜産農業者



農地の権利名義を持たない
施設園芸農業者など



農業従事者
農家のパートさん

(注) 農業年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

- ①年間60日以上農業に従事する
- ②国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③20歳以上60歳未満の人

- 農地をもっていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。
- 脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。

保険料（月額2万円～6万7千円）は自由に選べ、いつでも変更できます。

- 自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（通常加入は月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に変更可能）。
- 農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。
- 翌年分を一括して支払う「前納納付」の仕組みもあります。

税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）
 - 農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。
 - 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
 - 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。
- ◎つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります

終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ。

- 年金は、終身（生涯）受け取ることができます。
- 仮に80歳到達前月に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取る予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金は、あなたの老後をサポートします！！
～農業者年金に関するご相談はお近くのJAまたは農業委員会へ～